

(別紙様式2)

令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名：長崎県

農業委員会名：南島原市農業委員会

I 農業委員会の状況(平成31年4月1日現在)

1 農業の概要

単位:ha

	田	畑	畑			計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	1,660	3,100	—	—	—	4,760
経営耕地面積	904	1,962	1,420	255	98	2,866
遊休農地面積	143	152	—	—	—	295
農地台帳面積	2,251	4,448	—	—	—	6,699

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

	農家数(戸)
総農家数	3,126
自給的農家数	1,138
販売農家数	1,988
主業農家数	1,198
準主業農家数	251
副業的農家数	539

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	5,384
女性	2,411
40代以下	1,574

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	1,031
基本構想水準到達者	164
認定新規就農者	18
農業参入法人	26
集落営農経営	3
特定農業団体	1
集落営農組織	2

※農業委員会調べ

2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 3年 7月 31日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	19	19
認定農業者	—	14
認定農業者に準ずる者	—	0
女性	—	2
40代以下	—	1
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	30	30	8

*現在の体制を記載することとし、旧・新しいいずれかの記載事項は削除

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (平成31年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	4,760ha	1,847ha	38.80%
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・農業従事者の減少や高齢化により耕作放棄地が増加し、集積の妨げとなっている。 ・地理的条件の悪い中山間地の農地が多く、集積の妨げとなっている。 		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、活動計画に記載した担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和元年度の目標及び実績

集積目標 ①	集積実績 ②	(うち、新規実績)	達成状況(②/①×100)
1,999 ha	2,750 ha	10.5 ha	137.56%

※1 集積目標は、活動計画に記載した集積面積を記入

※2 集積実績は、年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※3 新規実績は、集積実績のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転がされた農地)をどの程度増加させたかを記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・円滑な権利移動ができるよう、広報誌やホームページ等を活用し、農用地利用集積計画による利用権設定の制度や市単独の補助制度、農地中間管理事業について随時周知する。 ・農業者を対象とした会議等をとりえ、推進・確保に随時努める。
活動実績	<p>人・農地プランの実質化に向けた座談会に参加し、推進を行った。 (令和2年1月に市内16地区で開催)</p> <p>農業委員及び農地利用最適化推進委員の日常活動等により、担い手への集積活動を行った。</p> <p>市農業委員会広報誌(令和元年9月号)に掲載して周知をはかった。</p>

※ 活動実績は、目標の達成のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	目標としては妥当である。
活動に対する評価	計画通り活動できた。今後も同様の活動を継続して推進していく。

Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	28年度新規参入者数	29年度新規参入者数	30年度新規参入者数
	5経営体	8経営体	5経営体
	28年度新規参入者が取得した農地面積	29年度新規参入者が取得した農地面積	30年度新規参入者が取得した農地面積
	2.45ha	3.70ha	2.12ha
課題	希望する条件に合う農地が少なく、マッチングが難しい。		

※1 新規参入者数は、活動計画に記載した過去3年の農地の権利移動を伴う新たな新規参入者数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない。

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和元年度の目標及び実績

参入目標①	参入実績②	達成状況(②/①×100)
6経営体	9経営体	150.0
参入目標面積③	参入実績面積④	達成状況(④/③×100)
4.0 ha	5.82 ha	145.5

※1 参入目標及び参入目標面積は、活動計画に記載した参入者数及び農地面積を記入

※2 参入実績は、1年間に新たに参入した新規参入者数を記入

※3 参入実績面積は、上記で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	農林課と連携し、就農相談等に関連する情報提供を年間を通して行う。
活動実績	就農相談を15回実施した。

※ 活動実績は、目標の達成のために、何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	目標としては妥当である。
活動に対する評価	安定して農業経営が行えるようサポートを継続していく。

IV 遊休農地に関する措置に関する評価

1 現状及び課題

現 状 (平成31年3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
		5,055 ha	295 ha
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・相続等により不在地主が増加している。 ・少子高齢化等による労働力、後継者等が不足している。 ・耕作道の未整備等により耕作放棄地解消後の有効利用ができない。 		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、活動計画に記載した農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和元年度の目標及び実績

解消目標①	解消実績②	達成状況(②/①×100)
40 ha	5.7 ha	14.2%

※1 解消目標は、活動計画に記載した解消面積を記入

※2 解消実績は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

3 2の目標の達成に向けた活動

活動計画	措置の内容	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
	農地の利用状況調査	54人	7月～8月	9月～10月
	農地の利用意向調査	調査実施時期:11月	<ul style="list-style-type: none"> ・管内全域を調査区域とし道路等からの目視による巡回調査を一斉に実施 ・調査区域を8地区に区切り、担当の農業委員及び農地利用最適化推進委員を定めて調査 	
	その他の活動			
活動実績	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
		50人	7月～8月	9月～11月
	農地の利用意向調査	調査実施時期 11月～1月	調査結果取りまとめ時期	12月～3月
		第32条第1項第1号	第32条第1項第2号	第33条
		調査数: 374筆	調査数: 0筆	調査数: 0筆
	調査面積: 24ha	調査面積: 0ha	調査面積: 0ha	
その他の活動				

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	目標としては妥当である。
活動に対する評価	管内全地区の利用状況調査を基にして、遊休農地の所有者への意向調査を実施するにあたり、個別訪問等を検討する必要がある。

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (平成31年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	4,760ha	0.23ha
課 題	市道等から離れた農地については、地元農業者の目も行き届かないため、違反転用の発見が遅れがちである。	

※ 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、活動計画に記載した管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和元年度実績

実 績①	増減(B-①)
0.35 ha	0.12 ha

※ 実績は、年度末時点の違反転用面積を記入

3 活動計画・実績及び評価

活動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌やホームページ等で啓発を随時行う。 ・7月、8月に実施する地区ごとの農地利用状況調査時及び随時行う農地パトロール時に違反転用がないか確認する。 ・違反転用情報の農業委員会への提供を随時呼びかける。 ・違反転用者に対し、違反の是正の意向、是正までのスケジュール等の聞き取りを随時実施する。
活動実績	農業委員会広報誌に農地利用状況調査(農地パトロール)について掲載。随時、違反転用の情報提供を呼びかけた。違反転用案件について、違反の是正や転用等の適正な指導を実施。
活動に対する評価	計画通り活動ができた。今後も違反転用が起らないように活動を継続する。

※ 活動実績は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検

1 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数: 53 件、うち許可 53 件及び不許可 0 件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	申請書類の確認を行うとともに、必要に応じて申請者に対する聞き取りを実施し、地元農業委員からの聞き取りを実施している。			
	是正措置	—			
総会等での審議	実施状況	関係法令・審査基準に基づき、議案ごとに審議している。			
	是正措置	—			
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数	53件		
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数	0件		
	是正措置	—			
審議結果等の公表	実施状況	議事録に記載の上、議事録を縦覧に供している。			
	是正措置	—			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 28日	処理期間(平均)	20日
	是正措置	—			

2 農地転用に関する事務（意見を付して知事への送付）

(1年間の処理件数: 69 件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	職員による書類審査及び複数の職員、農業委員等による現地調査を実施している。3,000㎡を超える案件については、担当農業委員等及びその地区内の他の農業委員等も同行し調査にあっている。			
	是正措置	—			
総会等での審議	実施状況	許可基準に基づき、転用事業内容、立地状況等について総合的に判断している。			
	是正措置	—			
審議結果等の公表	実施状況	議事録に記載の上、議事録の閲覧で対応している。			
	是正措置	—			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 30日	処理期間(平均)	20日
	是正措置	—			

3 農地所有適格法人からの報告への対応

点検項目	実施状況	
農地所有適格法人からの報告について	管内の農地所有適格法人数	26法人
	うち報告書提出農地所有適格法人数	5法人
	うち報告書の督促を行った農地所有適格法人数	21法人
	うち督促後に報告書を提出した農地所有適格法人数	11法人
	うち報告書を提出しなかった農地所有適格法人	10法人
	提出しなかった理由	3法人は、休業中 7法人は、不明
	対応方針	10法人については、提出するよう再度指導する。
農地所有適格法人の状況について	農地所有適格法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農地所有適格法人数	0法人
	対応状況	

4 情報の提供等

点検項目	具体的な内容	
賃借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象賃貸借件数 497件 公表時期 令和2年5月 情報の提供方法: 市HPにより情報提供
	是正措置	—
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数 442件 取りまとめ時期 令和2年5月 情報の提供方法: 農業委員会内で内部資料として利用している。
	是正措置	—
農地台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積 6,683ha
		データ更新: 相続等の届出、農地法の許可、農用地利用集積計画に基づく利用権の設定等により、その都度(随時)に更新している。 公表: 全国農地ナビで一部公表している。
	是正措置	—

※その他の事務

上記ⅡからⅥに掲げる事務以外の事務について、次年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成する場合には、それぞれの事務ごとに、上記様式に準じて取りまとめること。

VII 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容

農地利用最適化等に関する事務	〈要望・意見〉 特になし
	〈対処内容〉 特になし

農地法等によりその権限に属された事務	〈要望・意見〉 特になし
	〈対処内容〉 特になし

※ II～VIの事務について、活動を通じて地域の農業者等から寄せられた主な意見及び対処方針について記載

VIII 事務の実施状況の公表等

1 総会等の議事録の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している

2 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出

意見の提出件数

1 件

提出先及び提出した意見の概要	<p>南島原市長へ「南島原市農地等の最適化の推進」に関する意見書を提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担い手への農地利用の集積・集約化に向けた取組…「人・農地プラン」をもとに、担い手農家への農地利用の集積・集約化に向けた農地中間管理機構への推進 ・農業基盤整備の推進…小規模地域でも取り組めるような地域の条件にあった新たな事業の推進 ・耕作放棄地解消対策…草刈等の農道管理、農地保全のための作業受託に要する経費や草刈用農機具の購入及び農機具貸出事業などの創設 ・有害鳥獣対策…対策交付金を活用した駆除体制の更なる強化に努め、被害縮小に向けた取り組み ・その他…地産地消の推進・食育対策／農産加工に対する積極的な支援／収益性の高い農業経営の実現
----------------	---

3 活動計画の点検・評価の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している